

付 議 第 8 号

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 26 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「青少年の健全育成」を「青少年（25歳未満の者をいう。第14条第1項において同じ。）の健全育成」に改める。

第3条ただし書中「これを」を「休業日を」に改める。

第5条第1項中「掲げる施設（次項第4号において）」を「定める施設（以下）」に、「同項」を「次項」に改める。

第6条第1項第1号中「指定管理者の」を「指定管理者若しくはその命を受けた者が」に改める。

第7条の見出しを「（使用料の納付）」に改め、同条中「規定する額の使用料」を「定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第2に定める額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料（当該利用者が営利（利用者が商行為のため、特定又は不特定多数の者を対象に営業の広報、宣伝又は営業上の利益のために行う招待その他これに類する行為をいう。）を目的として許可施設を利用する場合にあっては、当該額に100分の500を乗じて得た額とする。）」に改める。

第10条第1項中「青少年の家を利用する者」を「利用者」に、「停止されたときは、」を「停止させられたときは、直ちに」に改め、同条第2項中「施設」を「青少年の家の施設」に改める。

第11条中「施設」を「青少年の家の施設」に改める。

第12条第3号中「及び設備」を「、設備等」に改め、同条第4号中「必要であると」を

「必要があると」に改める。

第13条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第14条第1項第1号中「以下この条」を「以下この項」に改め、同項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改め、同項第4号中「支援する」を「及び支援する」に改める。

第15条第2号中「経費」を「経費等」に改め、同条第3号中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第17条第1項中「前条の」を「前条の規定に基づく」に改め、同条第2項中「その賠償の責め」を「、賠償責任」に改める。

第19条中「個人情報」を「、個人情報を」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

区分	使用料			
	基本使用料			夜間使用料（1時間につき）
	午前	午後	全日	
研修室1	450円	650円	1,100円	160円
研修室2	450円	650円	1,100円	160円
研修室3	450円	650円	1,100円	160円
会議室	450円	650円	1,100円	160円
和室1	270円	390円	660円	100円
和室2	270円	390円	660円	100円
大集会室	1,980円	2,810円	4,790円	700円
視聴覚室	760円	1,090円	1,840円	270円

備考 1 この表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後5時までの間を、「夜間使用料」とは午後5時から午後9時30分までの間に許可施設を利用する場合（午後9時30分から翌日の午前8時30分までの間に許可施設を利用する場合を含む。）の額をいう。

2 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該許可施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合には、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後9時30分から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。

3 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

- 4 許可施設を時間単位で利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の夜間使用料の額に利用時間を乗じて計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 議案説明

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の施行による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等を考慮し、高知県立高知青少年の家の使用料の額に引上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるよう必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 青少年（25歳未満の者をいう。第14条第1項において同じ。）の健全育成及び県民の社会教育活動の用に供するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、高知県立高知青少年の家（以下「青少年の家」という。）を吾川郡いの町に設置する。

（休業日）

第3条 青少年の家の休業日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

（利用の許可等）

第5条 別表第1に定める施設（以下「許可施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（青少年の家の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、教育委員会。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 略

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 青少年の健全育成及び県民の社会教育活動の用に供するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、高知県立高知青少年の家（以下「青少年の家」という。）を吾川郡いの町に設置する。

（休業日）

第3条 青少年の家の休業日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

（利用の許可等）

第5条 別表第1に掲げる施設（次項第4号において「許可施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（青少年の家の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、教育委員会。同項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 略

(利用の許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。

(2)～(5) 略

2 略

(使用料の納付)

第7条 利用者は、別表第2に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第2に定める額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の使用料（当該利用者が営利（利用者が商行為のため、特定又は不特定多数の者を対象に営業の広報、宣伝又は営業上の利益のために行う招待その他これに類する行為をいう。）を目的として許可施設を利用する場合にあっては、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。）を県に納付しなければならない。

(原状回復義務)

第10条 利用者は、その利用を終えたとき又は第6条第1項の規定に基づき第5条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに青少年の家を原状に回復しなければな

(利用の許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(2)～(5) 略

2 略

(使用料)

第7条 利用者は、別表第2に規定する額の使用料を県に納付しなければならない。

(原状回復義務)

第10条 青少年の家を利用する者は、その利用を終えたとき又は第6条第1項の規定に基づき第5条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、青少年の家を原状に回復しなけ

らない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第17条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった青少年の家の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 青少年の家を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により青少年の家の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 青少年の家の施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の家の設置の目的を達成するために教育委員会が必要があると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第13条 第2条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

(1) 前条各号に掲げる業務 (以下「業務」という。)に係る事業計画書

(2) 略

なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第17条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 青少年の家を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 青少年の家の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の家の設置の目的を達成するために教育委員会が必要であると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第13条 第2条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

(1) 前条各号に規定する業務 (以下「業務」という。)に係る事業計画書

(2) 略

(指定管理者の指定等)

第14条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) 前条第1号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）による青少年の家の管理が青少年及び県民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 略

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。

(4) 青少年の家における青少年及び県民の活動を理解し、及び支援することができるものであること。

2 略

(事業報告書の作成及び提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第17条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 略

(2) 業務に係る経費等の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による青少年の家

(指定管理者の指定等)

第14条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) 前条第1号の事業計画書（以下この条において「事業計画書」という。）による青少年の家の管理が青少年及び県民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 略

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できるものであること。

(4) 青少年の家における青少年及び県民の活動を理解し、支援することができるものであること。

2 略

(事業報告書の作成及び提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第17条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 略

(2) 業務に係る経費の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による青少年の家

の管理の実態を把握するために教育委員会が必要があると認めるもの

(指定の取消し等)

第17条 教育委員会は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

別表第2（第7条関係）

区分	使用料			
	基本使用料			夜間使用料 (1時間に つき)
	午前	午後	全日	
研修室1	450円	650円	1,100円	160円
研修室2	450円	650円	1,100円	160円
研修室3	450円	650円	1,100円	160円

の管理の実態を把握するために教育委員会が必要であると認めるもの

(指定の取消し等)

第17条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県はその賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

別表第2（第7条関係）

区分	使用料			
	基本使用料			夜間使用料
	午前	午後	全日	
研修室1	470円	680円	1,150円	160円
研修室2	470円	680円	1,150円	160円
研修室3	470円	680円	1,150円	160円

会議室	450円	650円	1,100円	160円
和室1	270円	390円	660円	100円
和室2	270円	390円	660円	100円
大集会室	1,980円	2,810円	4,790円	700円
視聴覚室	760円	1,090円	1,840円	270円

備考 1 この表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後5時までの間を、「夜間使用料」とは午後5時から午後9時30分までの間に許可施設を利用する場合（午後9時30分から翌日の午前8時30分までの間に許可施設を利用する場合を含む。）の額をいう。

2 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該許可施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後9時30分から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。

3 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

4 許可施設を時間単位で利用する場合の額は、この表に規定するそれぞれの区分の夜間使用料の額に利用時間を乗じて計算する。

会議室	470円	680円	1,150円	160円
和室1	280円	410円	690円	100円
和室2	280円	410円	690円	100円
大集会室	2,070円	2,950円	5,020円	730円
視聴覚室	790円	1,140円	1,930円	280円

備考 1 この表において、「夜間使用料」とは午後5時から翌日の午前8時30分までの間の1時間当たりの使用料をいい、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後5時までの間をいう。

2 時間単位で利用する場合の使用料は、この表に規定する区分に対応する夜間使用料の額に利用時間相当数を乗じて得た額とする。

3 使用料の計算単位を時間で定めたもので利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算す

るものとする。

4 営利又は営業の宣伝を目的として利用する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の5倍に相当する額とする。

5 徴収する使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額を使用料として徴収するものとする。